政令

道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年五月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十四号

道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）附則第一条第五号及び第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は令和四年五月二十三日とし、同条第六号に掲げる規定の施行期日は令和五年一月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
財務大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年五月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十五号

道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の一部の施行に伴い、並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六条第一項及び第百五条第一項、自動車抵当法（昭和二十六年法律第百八十七号）第五条第二項並びに道路運送車両法の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第六条）
第二章　経過措置（第七条）
附則

第一章　関係政令の整備

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第一条　道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項ただし書中「自動車検査証記載事項」を「自動車検査証記録事項」に改める。

第十五条第一項第二号中「第二項並びに」を「第二項、」に、「並びに法第七十二条の三」を「、第七十二条の三並びに第七十四条の五第一項」に改める。

（自動車登録令の一部改正）

第二条　自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「印字すること」を「印字又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第三条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五十一条中「記載」を「記録」に改める。

第五十一条の五第三項第一号中「記載された」を「記録された」に改める。

（道路交通法施行令の一部改正）

第四条　道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一号中「、保安基準適合標章」を「に記録され、又は保安基準適合標章」に、「同じ。）又は」を「同じ。）若しくは」に改め、同条第二号中「、保安基準適合標章又は」を「に記録され、又は保安基準適合標章若しくは」に改める。

（自動車重量税法施行令の一部改正）

第五条　自動車重量税法施行令（昭和四十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第二項中「記載される」を「記録される」に改め、同条第三項第一号中「ささえられる」を「支えられる」に、「記載される」を「記録される」に改め、同項第二号中「記載される」を「記録される」に改める。

（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第六条　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項並びに別表第二の一の項及び四の項中「記入された」を「記録された」に改める。

第二章　経過措置

第七条　道路運送車両法の一部を改正する法律附則第六条第一項の政令で定める日は、令和五年十二月三十一日とする。

附　則

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和五年一月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　山口　壮

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年五月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。